

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議（第1回～第6回）意見概要（案）

（デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方関連）

1. 電子書籍の流通等に関する現状について

- 言論・出版の持続的な発展のためには、将来にわたって多様な出版物の発行を可能にするような環境の維持が前提。（平井氏（第3回））
- 日本の出版文化の維持、発展にとっては、無責任な業者の参入は防がれるべきであり、出版者が担ってきた知の拡大再生産の循環システムが重要。（片寄構成員（第3回））
- 我が国においても、地域間による出版物へのアクセス環境の違いは大きい。日本のどこにいても、同じように情報へのアクセスができるようになることが重要。（杉本構成員（第1回））
- 電子書籍の流通に係る検討にあたっては、ネットワーク環境の都心部と地方の差異について留意をした上で検討を進めることが重要。（別所構成員（第1回））
- 日本の電子書籍の製作、流通については、水平分業型のビジネスモデルが確立されており、ここまで電子書籍の製作、流通がシステム化されたところはない。（平井氏（第3回））
- 出版者は出版物について、企画からセールスの段階までトータルプロデュースを行うものである。こうした役割は出版者が中心となって担うべきもの。（平井氏（第3回））
- 電子書籍においては、ロングテール商品が増加し、各出版物における投資の回収期間が長くなる。したがって、出版ビジネスに対する長期的な視点が重要。（平井氏（第3回））
- 電子書籍の作製自体にかかるコストは紙の出版物と比較して高いものではなく、規模が大きくない出版者であっても市場参入は可能。（平井氏（第3回））
- 出版物の海賊版の流通を防ぐためには、正規のコンテンツ流通を増やすことが重要。（吉羽氏（第3回））
- 今後、電子書籍が市場において適切に流通していくためには、国民の著作権に関する意識を高めることが必要。（金原構成員（第1回））

2. デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方について

【総論】

- デジタル・ネットワーク社会における図書館の役割については、長期的な構想の下に、幅広い見地からの検討が必要。(瀬尾構成員 (第1回))
- 図書館が提供する情報は教育的な価値とともに、経済的な価値を併せ持つものであり、その提供の在り方に起因する不公平があってはならない。(瀬尾構成員 (第4回))
- 図書館は、情報公開と二本柱で民主主義を支えるものであり、国民の重要な情報基盤の1つである。(糸賀構成員 (第6回))
- 図書館で国民が得ようとしている情報は、例えば、アレルギー疾患を患った子どもをどのような病院につれていけばいいのかなど生活に密着したものである場合が多い。(常世田構成員 (第7回))
- デジタル・ネットワーク社会における公共図書館が提供するサービスについては、従来までの無償提供の原則とは異なり、受益者負担の視点を導入すべきではないか。(里中構成員 (第4、5回))
- 一口に電子出版と言っても、紙の出版物をデジタル・アーカイブ化したものの利用と、今後、新たに電子出版され、市場に流通するコンテンツについては分けて考えることが必要。(糸賀構成員 (第1回)、里中構成員 (第1回))
- 文芸書と実用書の違いなど、種々の出版物のジャンルの違いに応じた電子書籍ビジネスの在り方が重要。(杉本構成員 (第3回))
- 図書館が出版物の所蔵のみではなく、コンテンツ(知識)のプロバイダーとしての役割を更に積極的に担うことが必要。(湯浅氏 (第2回))
- 既に市場では入手できなくなった出版物等については、遠隔地からそうした出版物を利用してもらうための図書館を活用した方策が必要。(田中構成員 (第2回))
- 図書館はコンテンツの提供とともに、図書館の外部にある情報へのアクセス機会の提供についても行うことが必要。(糸賀構成員 (第2回))
- 電子ジャーナルの配信サービスにおいては、利用者はそのサービスに係るライセンスのみを購入することになる。これは、図書館がコンテンツを管理しなくなるということであり、保存の観点からは課題が残る。(杉本構成員 (第1回))
- いかなる図書館が提供するサービスであっても、当該サービスが紙媒体の出版物にかかわるものであるのか、または電子媒体の出版物にかかわるものであるのかに

関わらず、知の創造サイクルの維持・発展を保障するシステムを構築することが重要。(常世田構成員(第5回))

【図書館と著作者、出版者の関係について】

- 我が国における電子書籍の流通のためには、民間ビジネスの発展が重要であり、この発展を阻害しないような公共サービスの在り方が重要。(田中構成員(第1回))
- 国民への知的コンテンツ提供の1つである図書館サービスの実施にあたっては、国民の利便を図ることが重要であるとともに、出版物の作り手に対する適正な利益還元を図ることが重要。(金原構成員、里中構成員、常世田構成員(いずれも第1回))
- 知的インフラとしての電子書籍に係る図書館サービスと民間ビジネスは競合関係にはならない部分もあるのではないかと。また、むしろ図書館によるサービスが新しい電子書籍市場を開くこともあるのではないかと。(牧野構成員(第1回))
- 図書館の貸出サービスの提供が、必ずしも書店の売り上げに悪影響を与えるわけではない。(常世田構成員(第1回))
- 学術関係の出版物など、これまで図書館がある程度の部数購入することで買い支えられていたものも存在する。(三田構成員(第1回))
- 米国では出版者と図書館が個別に契約するなど民間との自由な契約システムの中で提供される図書館サービスも存在する。(糸賀構成員(第1回))

【国会図書館が担う役割、提供するサービスについて】

(総論)

- 知の資源に国民が広くアクセスできる環境の整備にあたっては、国会図書館は重要な役割を占める。(田中構成員(第2回))
- 国会図書館の蔵書が我が国において最も大規模であるとともに、重要な知の集積であることは間違いなく、これを活用した種々のサービスが提供されるべき。(杉本構成員(第1回))
- 国会図書館が行う公共サービスは極めて抑制的であるべきであると考えられる。(糸賀構成員(第4回))
- 図書館間貸出のような、現在国会図書館が資料を提供しているサービスについては、今後、デジタルデータを利用する場合であっても、同様のサービス水準が維持

されるべきである。(瀬尾構成員 (第4回))

- 国会図書館のデジタル化資料については、税金で整備されているものであり、当該資料を用いて民間企業等がビジネスを行う場合には、その在り方について慎重な検討を行うことが重要である。(三田構成員 (第5回))
- 国会図書館による送信サービスや本文検索サービスにより、サービスの利用者が実際に出版者のデジタル画像を閲覧することは、例えば、当該出版物の復刻版等に係る要望を喚起させるなど、当該出版物や内容に関連のある出版物に対する興味を喚起させることにつながる。(糸賀構成員 (第6回))
- 現時点においても、国会図書館の蔵書を利用した復刻版の作成は実施されており、この場合については有償で蔵書が提供されている。(田中構成員 (第6回))

(送信サービスに係る総論)

- 送信サービスの実施までのスピードが重要。(糸賀構成員 (第4回)、大淵構成 (第6回))
- 送信サービスの仕組みづくりについては、図書館間貸出を1つのモデルとして、その具体的な在り方を考えていくのも1つの手段である。(瀬尾構成員 (第4回))
- 学術出版関係の著者の中には、経済的な見返りを求めることなく、自身の出版物をなるべく多くの人に利活用してもらいたいと考えている人もいる。(糸賀構成員 (第4回))
- 送信サービスの実施にあたっては、障害者等に対するアクセシビリティについても留意することが必要。(常世田構成員 (第4回))
- 国会図書館から公立図書館等への送信サービスへの対価の支払いについては、利用者ではなくそのサービスの受け手でもある公立図書館等が支払う仕組みも考えるべきではないか。(三田構成員 (第4回))
- 国会図書館等が実施する送信サービスについては、報酬請求権的な仕組みとするのか、許諾を得る仕組みとするのかなど複数の選択肢について検討することが必要。(前田構成員 (第1回))
- 国会図書館の電子アーカイブは、出版者等が納本制度に協力をしているからこそ整備されるものであり、その利活用にあたっては、出版者等に対する配慮は不可欠。(金原構成員 (第4回))
- 送信サービスの対価を求めることにより、利用者の利便性をあげることが重要。(三田構成員 (第4回))

○ 送信サービスにおける個別の出版物の利用状況を出版者に提供することにより、出版者が当該出版物に係る需要を把握することが可能となり、潜在的な市場を開拓することができるようになる。(糸賀構成員 (第4回))

○ 国会図書館が提供するサービスが全て無料であると想定することは適切ではない。利用者から対価を徴収した上で、当該対価を作り手に還元する仕組みが重要。(瀬尾構成員 (第4回))

○ 著作権法第31条で認められている絶版書籍等の複製物の提供については、当該複製物を送信して提供することも認められるべき。(前田構成員 (第4回))

(送信サービスの範囲について)

○ デジタル化資料のデータを従来より行われている図書館間貸出のように国会図書館と公共図書館や大学図書館等との間で自由に転送(公衆送信)できるようになることが重要。(田中構成員 (第2回))

○ 送信サービスの在り方としては、権利者等の利益を不当に害さないよう地域の公立図書館等での閲覧のみに留めることとし、プリントアウトや所蔵冊数を超える複数者の同時閲覧を認めないこととしてはどうか。(糸賀構成員、田中構成員 (いずれも第4回))

○ 著作者と出版者が協議した上で、各家庭等の端末まで送信を行うべきである。(三田構成員 (第4回))

○ 送信サービスの実施にあたっては、未だ4割程度の自治体には公立図書館が存在しないといった事実にも留意することも重要である。(糸賀構成員 (第4回))

○ 図書館法2条に定められた図書館であるからといって、人的、物的な面で違いがあるものを一様に取り扱い、全て送信サービスの受け手とすることは不適切である。(瀬尾構成員 (第5回))

○ 公立図書館については、その設置されている地域の違いによって、例えば都市型の図書館、農村型の図書館のようにスタイルの違いは存在するかもしれないが、当該地域に果たすべき役割については同様であり、国が提供するサービスとしての受け皿としては一様に扱うべきである。(糸賀構成員 (第5回))

○ 公立図書館を送信サービスの受け手として一様に取り扱うのであれば、こうした扱いが公立図書館のいかなる特徴にかんがみることによって適切であるのか、といったことについて整理することが必要。(瀬尾構成員 (第5回))

○ 公立図書館は法令を遵守する(コンプライアンス)ことについては徹底されており、これは送信サービスの受け手としては重要な要素である。(糸賀構成員 (第5回))

回))

(送信サービスの対象について)

- 送信サービスにおいては、市場での入手が困難（絶版等）ではあるが、わずかながらも一定の需要が存在するロングテールの出版物等をその対象とするべき。（糸賀構成員（第4回））
- 市場に流通しておらず出版者も保有していない出版物については、国会図書館が果たすべき役割は大きく、そうした出版物の中で文芸作品等の今後のビジネスによる利用等の可能性が低いと想定されるものについては、国会図書館が送信サービスを行うことも考えられるのではないかと。（金原構成員（第1回））
- PD等であれば、国会図書館からの無償提供もあり得るのではないかと。（金原構成員（第1回））
- 地方自治体や公共機関が発行した出版物等は送信サービスの対象となるべきであると考えてよいのではないかと。（金原構成員（第4回））
- 国会図書館が提供する送信サービスについては、対象とする出版物の種類を慎重に考えることが必要。特に地図や辞典などの送信に当たっては慎重になることが必要と。（金原構成員（第4回））
- 出版物の中には公共図書館への販売がメインとなる出版物や、配信ビジネスの対象となる出版物がある。国会図書館からの送信サービスの提供にあたっては、こうした出版物に係る送信について留意することが必要と。（金原構成員（第4回））
- 例えPD作品であっても、スキャナー等で読み込むことで、安価なコストで即座に電子出版物になりうる時代であり、まったく市場に出回ることが考えられない出版物は存在しない。（三田構成員（第5回））

(送信サービスの利用方法)

- 送信サービスの在り方としては、権利者等の利益を不当に害さないよう地域の公立図書館等での閲覧のみに留めることとし、プリントアウトや複数者の同時閲覧を認めないこととしてはどうか。（糸賀構成員、田中構成員（いずれも第4回））（再掲）
- 出版者等の経済的損失を防ぐため、国会図書館からの送信サービスによるコンテンツの閲覧については、所蔵冊数を超える閲覧ができないようにDRMを整備する

などの取組が重要。(常世田構成員 (第4回))

- 地域の公立図書館等までの送信サービスにおいても、当該サービスを有料とすることにより、複数者による同時閲覧を認めることとしてもよいのではないか。(三田構成員 (第4回))
- 送信サービスの対象出版物が市場における入手が困難であるものに限定されるのであれば、場合によってはプリントアウトを認めてもいいのではないか。(金原構成員 (第6回))

(送信サービスに係る権利処理について)

- 送信サービスの実施について、その提供の在り方が利用者の利便性を抑え、著作者、出版者の利益を不当に害するものでなければ、権利制限規定を導入することも考えられるのではないか。(糸賀構成員 (第4回)、前田構成員 (第6回))
- 仮に国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定が設けられたとしても、その運用にあたっては、権利者と利用者との間で協議をしながら進めていくことが重要。(瀬尾構成員 (第4回))
- 権利制限の導入にあたっては、オプトアウトの原則を導入すべき。(糸賀構成員 (第4回))
- 送信サービスの対価を徴収し、それを権利者、出版者に適切に分配することが重要であり、そのための仕組み(集中的な処理機構)づくりを権利者、出版者が協力して行うべき。(三田構成員 (第4回))
- 権利者が不明な出版物の許諾に係る取り扱いと、民間による電子書籍ビジネスの実施などにおける比較的最近に発行された出版物の許諾に係る取り扱いについては、違ったアプローチが要求される場合もある。(瀬尾構成員 (第7回))

(本文検索サービスについて)

- 本文検索が可能になるようなテキストデータを国立国会図書館において整備することが重要。(田中構成員 (第2回))
- 本文検索サービスについては家庭等からの利用が可能となることが重要。(瀬尾構成員 (第7回))
- 本文検索サービスの実施にあたっては、実施方法の詳細についてはともかく、原則的に特に問題が生じない出版物についてはその対象とすることが重要。(田中構成員 (第5回))

- 質の高い本文検索を実施するためには、テキスト文書の校正が重要であるが、これには多くのボランティア等を導入することが必要である。また、当該ボランティアの作業のための環境を整備することも重要である。(三田構成員 (第5回))
- 仮に、国会図書館の電子アーカイブに係る本文検索サービスを実施するのであれば、その結果をスニペット表示で行うかどうかなどの具体的な仕組みについて検討することが重要。(金原構成員 (第4回))
- 本文検索以外の検索、例えば著作者等の書誌情報による検索によっても十分な効果を発揮することが見込まれる。(金原構成員 (第5回))
- 辞書類、辞典類などのように数行程度の表示により、その利用の目的が果たされてしまうものについては、検索の対象とするか否かについて慎重な検討することが必要。(金原構成員 (第5回))
- 検索サービスの結果表示については、辞典など一部分のみの閲覧で用がたりてしまうものもあり、サービスの提供方法によっては電子書籍の売りに影響を与える可能性がある。こうしたことを踏まえると、検索サービスの実施にあたっては、権利者の許諾や出版者の了解を得ることなどが必要。(田中構成員 (第4、5回))
- 検索結果の表示にあたっては、著作物性を伴わない部分であれば自由に表示することが可能である。(前田構成員 (第5回))
- 検索結果の表示にあたっては、検索された語を含む1行程度の表示であれば著作権は働かないのではないか。(前田構成員 (第5回))
- 著作権が働かない範囲で検索結果を表示する方法を採用するのであれば、あらゆる場所から検索できるようになることが重要。(糸賀構成員 (第5回))
- 国会図書館内での本文検索結果の表示については、いかなる蔵書であろうとも自由にできると考えられる。(田中構成員 (第5回))
- 検索の利便性を高めるためには、本文検索のみではなく、種々の検索を組み合わせる利用することが重要である。(常世田構成員 (第5回))
- 視覚障害者等に対して、検索サービスを読み上げソフトを用いて提供することが重要ではないか。(三田構成員 (第5回))
- 電子書籍へのアクセスのためには、本文検索とともに、電子書籍の目録データが重要となるとともに、電子書籍を合目的に区分・整理した目録等が重要となる。(小西構成員 (第1回))
- 一般的に過去の出版物の著作権者を捜し出すのは非常に困難であり、例えば、広範囲な権利処理を担当する大きな機構を設立するなど、何らかの形で集中的に権利

処理を行うシステムが必要。(瀬尾構成員、三田構成員 (いずれも第4回))

【公立図書館等が担う役割について】

- 図書館は公共性が高い社会教育機関であり、地域社会の様々な問題解決、住民の知的創造活動に対する支援を行うことが必要。(小西氏 (第5回))
- 図書館には、①社会教育機能の観点から、国民が無料でコンテンツを利用できるなど開かれた施設であるということと、②社会的な情報インフラとしての機能が求められる。こうした機能に係るコストは公共的な予算で担保することが必要。(常世田構成員 (第1回))
- 出版物は知識情報の基盤として、市場性と公共性の両面からとらえられるべきものである。こうした視点からも出版界と図書館界が競合するのではなく、知識の基盤としてお互いに補完し合うような在り方が重要。(湯浅氏 (第2回))
- 公共システムの中において、デジタル・ネットワーク社会における地域の情報センターである公立図書館の位置づけをより明確にすることが重要。(瀬尾構成員 (第7回))
- 知の資産の有効活用という観点からは、公立図書館のみではなく、大学図書館や学校図書館の役割も重要。(糸賀構成員 (第1回))
- 図書館が電子書籍を購入する場合は個人的な利用の場合と比較して価格設定をどのようにするのかという問題がある。(前田構成員 (第1回))
- 電子書籍の購入は、サーバーへのアクセス権の購入となり、保存の観点からは課題が残る。こうした課題については、公立図書館等が主体となって積極的に解決を図って行くことが必要(湯浅氏 (第2回))。
- 民間ビジネスとの契約に基づき、公立図書館等が独自に電子書籍を提供する取組が今後進められると予想される。(常世田構成員 (第1回))
- 地域の公立図書館からの電子書籍の提供にあたっては、障害者等に対するアクセシビリティに留意することが必要。(常世田構成員 (第4回))
- 公立図書館としては、現時点では今話題のデバイス対応や新たなビジネスモデルの動向を静観とし、市場の動向を静観するのが得策であると考えられる。(小西氏 (第5回))
- 国会図書館からの送信サービスは、公立図書館がこれまで図書館が購入してきた出版物や本来購入すべき出版物の購入を差し控えるとともに、読者に人気のある

ベストセラー一本ばかりを購入することにつながる可能性がある。こうした「複本問題」の顕在化のような事態を避けるために蔵書として購入する出版物の選別の在り方などの事項について、公の機関によるチェックを実施することが重要である。(三田構成員(第5回))

- 公立図書館の運営については、各図書館の自由な判断に基づいて実施されるべきであり、例えば、どのような出版物を図書館の蔵書とするべきといった点については各図書館における利用者の実態等に応じた判断に因るべきである。(糸賀構成員、常世田構成員(いずれも第6回))

(以上)